

## 業 務 処 理 要 領

この要領は、北海道庁本庁舎等ボイラー及び第一種圧力容器点検整備業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。なお、本要領は、作業の概要を示すものであり、現場の状況に応じ、軽微な事項で本書に記載されていない事項であっても委託者が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

北海道庁本庁舎等ボイラー及び第一種圧力容器点検整備業務

#### (2) 業務内容

ボイラー及び圧力容器安全規則第40条及び75条の規定に基づく点検及び消耗品等の部品取替、並びに性能検査受検に向けた洗缶整備を行う。

### 2 業務を実施する箇所

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 札幌市中央区北3条西6丁目  | 北海道庁本庁舎            |
| (2) 札幌市中央区北2条西6丁目  | 北海道議会庁舎            |
| (3) 札幌市中央区北3条西7丁目  | 北海道庁別館西棟庁舎         |
| (4) 札幌市中央区北1条西15丁目 | 北海道知事公館            |
| (5) 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地   | 北海道石狩振興局 石狩家畜保健衛生所 |

※1 別紙1「配置図」を参照のこと。

※2 (5)について、以下「石狩家保」で表記する。

### 3 関係法令の遵守

業務の実施にあたり、次の関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律57号）
- (2) 労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令318号）
- (3) 労働安全衛生規則（昭和47年9月30日省令32号）
- (4) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令33号）
- (5) その他本業務実施に関係する法令等

### 4 使用機材、消耗品等の負担区分

各作業に要する水及び電力は委託者の負担とし、取替部品及び使用機材は受託者の負担とする。取替部品は別紙2「取替部品一覧表」のとおり。

### 5 作業要領

点検整備は登録性能検査機関が行う性能検査月日に合わせて行うこと。内容は次のとおり。

- (1) 本体、付属部品、付属部品までの配管を分解し、清掃すること。
- (2) 加熱管及びドラム本体内部を清掃すること。
- (3) 安全弁の吹出しテストを行うこと。
- (4) 性能検査終了後、組立し、水圧試験により漏れ等の無いことを確認すること。
- (5) 試運転調整を行うこと。なお、作業実施前の熱交換器の運転操作及び水処理は委託者が実施し、部品取替は受託者が実施すること。

### 6 性能検査予定月日

性能検査 予定月日		検査証 番号	種類	伝熱 面積 (m <sup>2</sup> )	内容積 (m <sup>3</sup> )	安全 弁	設置箇所	備考
5月	15日(金)	1978	熱交換器		6.7	○	本庁舎 B2F	No. 1
6月	5日(金)	1979	熱交換器		6.7	○	本庁舎 B2F	No. 2
	19日(金)	0320	ボイラー	10.5		○	知事公館 1F	暖房用蒸気
7月	2日(木)	1818	熱交換器		0.66	○	別館西棟 B1F	No. 1
	10日(金)	1975	熱交換器		6.7	○	本庁舎 B2F	No. 3
8月	2日(日)	1819	熱交換器		0.66	○	別館西棟 B1F	No. 2
	2日(日)	1817	ストレージタンク		2.378	○	別館西棟 B1F	

	2日(日)	0985	ストレージタンク		1.336		本庁舎 PH1F	南系
	2日(日)	0916	ストレージタンク		1.336		本庁舎 PH1F	北系
	6日(木)	1974	熱交換器		5.2	○	本庁舎 B2F	No. 4
	6日(木)	0250	熱交換器		0.2		本庁舎 PH1F	北外調機
	6日(木)	0251	熱交換器		0.2		本庁舎 PH1F	南外調機
9月	4日(金)	1908	ボイラー	6		○	石狩家保 1F	給湯・暖房用温水
	6日(日)	2032	ストレージタンク		2.23	○	議会庁舎 1F	
	6日(日)	2026	熱交換器		0.0309	○	議会庁舎 1F	空調温水
	6日(日)	2027	熱交換器		0.0309	○	議会庁舎 1F	空調温水
	6日(日)	2028	ヘッダー		0.21		議会庁舎 1F	冷温水1次(往)
	6日(日)	2029	ヘッダー		0.22		議会庁舎 1F	冷温水2次(往)
	6日(日)	2030	ヘッダー		0.24		議会庁舎 1F	冷温水1次(還)
	6日(日)	2031	ヘッダー		0.18		議会庁舎 1F	冷温水2次(還)
	26日(土)	1989	ストレージタンク		1.134	○	本庁舎 B1F	厨房

※1 詳細は、別紙3「機器配置図」及び別紙4「機器詳細図」を参照のこと。なお、検査証番号0320（知事公館）及び1908（石狩家保）のボイラーの機器詳細図は添付を省略する。

※2 ボイラーの型式

検査証番号0320：(株)前田鉄工所製 型式：FB6-11S 1971年設置

検査証番号1908：川重冷熱工業(株)製 型式：KP-605NWOT 1988年設置

## 7 技術者の配置

契約書第5条に規定するとおり、次の業務処理責任者等を選定すること。なお、(1)及び(2)は兼任しても構わない。

### (1) 業務処理責任者

委託者と業務にかかる連絡及び協議等の窓口となる者。また、本業務に関わる業務担当技術者への包括的及び総合的指導を行うことができる者。

### (2) 業務担当技術者

本業務で点検に携わる者で、技術的な判断ができ、必要に応じて、委託者に当該設備の状態を説明できる者。また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第69条に規定するボイラー整備士を所持する者を配置すること。

## 8 再委託について

検査証番号1908のボイラーについて、メーカーである川重冷熱工業(株)の技術的支援が必要な場合がある。この場合については、契約書第3条の再委託の協議は不要とする。

## 9 提出書類

次に示す書類を提出すること。

### (1) 業務開始前

ア 業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（別記第13号様式）

イ ボイラー整備士免許証の写し

ウ 業務工程表（任意様式）

### (2) 業務実施月末（いずれも任意様式）

ア 点検整備の結果がわかる報告書

イ 点検整備の工程及び施工等がわかる写真

ウ 安全弁吹き出し試験結果報告書

## 10 その他

(1) 契約書及び本要領に定めのない事項について業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(2) 機器等の故障時の対応及び災害時の復旧等、当該設備を良好な状態に保つために即座の対応を行うこと。